

平成 20 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 北 海 道 瓦 斯 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 槻 博
(コト 番号 9534 東証第一部・札証)
問 合 せ 先 経 理 財 務 担 当 部 長 堤 信 之
(電話 011-207-7250)

平成 21 年 3 月期の配当予想の修正および
第 2 回無担保転換社債の転換時における調整措置のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 1 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月期の配当予想につきまして、下記のとおり修正することを決議いたしました。また、これに伴う当社発行の第 2 回無担保転換社債の転換時における調整措置につきまして、併せてお知らせいたします。

記

1. 平成 21 年 3 月期の配当予想の修正

(1) 理由

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要施策のひとつとしており、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

従来、期末配当のみとしておりましたが、株主様への利益配分の機会を充実させることによって、利益還元をより適切に行うことを勘案し、本年度（平成 21 年 3 月期）中間配当を実施することといたしました。これに伴い、平成 21 年 3 月期の中間配当および期末配当予想を修正いたします。

(2) 修正の内容

(基準日)	1 株当たり配当金		
	中間期末	期 末	年 間
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想	—	6.00	6.00
今回修正予想	3.00	3.00	6.00
前期（平成 20 年 3 月期）実績	—	6.00	6.00

(注) 1. 当社は、「剰余金の配当等については、取締役会の決議によって定める」ことおよび「中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする」旨を定款に定めております。

2. 中間配当は、平成 20 年 9 月 30 日現在の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載（記録を含む）された株主（実質株主を含む）もしくは登録株式質権者を対象とします。また効力発生日（支払開始日）および配当額等につきましては、中間配当に関する取締役会で正式決議する予定であります。

2. 第2回無担保転換社債の転換時における調整措置

(1) 理由

当社発行の第2回無担保転換社債の利払日は従来どおり毎年3月31日ですが、中間配当の実施に伴い、転換ご請求の時期に応じ、転換社債利息と配当金との平仄を勘案し、調整措置を行います。

(2) 調整措置の内容

転換請求の時期	調整措置
4月1日から 9月30日まで	転換直前の3月31日までの転換社債利息の支払いを行っておりますので調整措置はありません。
10月1日から 翌年3月31日まで	転換直前の4月1日から9月30日までの6か月間については転換社債利息も配当金もお支払いできないこととなりますので、調整金としてその間の転換社債利息の相当額をお支払いいたします。

(3) 適用期間

平成20年4月1日から第2回無担保転換社債の転換請求期限までといたします。

以 上